

審査 1 : なんば広場デジタルサイネージ クライアント審査

記入者	
審査期間	

広告主情報		
問い合わせ日		
1	広告主名 (クライアント)	
2	業種	
3	放映内容	
4	放映希望時期	

事前確認結果		
・広告主が下記 1～10に該当しないか審査を行いました。		
	業種 可	
	業種 不可	
要確認欄	審査項目	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種でないか。	
2	消費者金融業でないか。	
3	商品先物取引に関するものでないか。	
4	たばこ（電子たばこを含む。）の製造及び販売に関するものでないか。	
5	ギャンブルにかかるものでないか。	
6	法律の定めのない医業類似行為を行うものでないか。	
7	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売（同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。）、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引でないか。	
8	探偵業でないか。	
9	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業でないか。	
10	業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業でないか。	
特記欄		

審査 2 : なんば広場デジタルサイネージ 意匠審査

審査日	
審査員	

広告主情報	
広告主名 (クライアント)	
業種	
放映種別	静止画 / ゆるやかな動画
放映内容	
放映希望時期	

審査結果	
・放映内容が下記の審査項目に該当しないか審査を行いました。	
	放映許可
	放映不可
	理由 :
要確認欄	審査項目
審査の視点	
1	なんば広場が目指す世界をひきつける観光拠点、上質で居心地の良い空間に合致するものとなっているか。
2	周辺の建物や広場空間のデザイン・歴史・文化などに配慮し、来街者に好感を与え且つ品格あるものとなっているか。
3	なんば広場の街並み景観と調和し、街の雰囲気合致するものとなっているか。
4	大阪市広告掲載要綱、大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領に則しているか。
一般基準	
1	通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
2	にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いもの。
3	景観との調和を損なうものでないこと。
4	関係法令に則ったものであること。
5	その他、広場管理運営者が必要と認めた要件。
広告内容の制限	
1	法令等に違反するものでないか。
2	公の秩序又は善良の風俗に反するものでないか。
	ア 男女のヌードを添えた意匠
	イ 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるもの
	ウ 法規に抵触する恐れのあるもの
	性に関する表現のうち、性に関する表現が露骨または挑発的なもの、性犯罪を興味本位に取り上げているもの、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの、児童や未成年の性行動に関するもの
	オ いじめや人権侵害を想起させるもの
	カ 個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの
	キ その他、公共の場にふさわしくないと判断するもの

	3 人権侵害となるものでないか。
	ア 人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの
	4 政治性のあるものでないか。
	5 宗教性のあるものでないか。
	6 社会問題についての主義主張でないか。
	7 個人又は法人の名刺広告でないか。
	8 良好な景観又は風致を害するものでないか。
	9 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるものでないか。
	10 公衆に不快の念または危害を与えるものでないか。
	ア 男女の別なく不快の念をもたらすもの。
	イ 病気や体質、老い等について過度にネガティブな表現。
	ウ 血液、遺体、傷口等を興味本位に取り上げた表現。
	エ その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。
	11 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するものでないか。
	12 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすものでないか。
	13 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものでないか。
	ア 虚偽の内容を表示するもの
	イ 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの
	ウ 誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの
	エ 責任の所在が明確でないもの
	14 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものでないか。
	ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
	イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
	ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など)
	エ ギャンブル等を肯定するもの
	15 過剰表現、その他誤解を与えかねない表現でないか。
	ア 誇大表現「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を提示すること。
	イ 故意に誤認を誘う表現(根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等)
	ウ 効果効能の約束 (「もうかる」「効く」「やせる」「すべてが解決」、効果効能の使用前使用後の対比 等)
	16 価格訴求、販売方法についての制限について
	ア 金額訴求が主たるデザインとなるものは認めない。
	イ 景品表示法に違反をする恐れのあるもの、消費者に誤解を与えかねない表示、表現は認めない。
	17 タイアップ広告について
	ア 同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものか。
	イ 連合広告とみなす内容・表現でないか。
	18 他社製品との比較広告について
	ア 内容が客観的に実証され、数値や事実を正確かつ適正に引用し、比較の方法が公正になされていると認められるものか。
	19 その他、広告掲載を行う広告として不適当であると広場管理運営者が認めるもの

表現規制	
1	情報過多、文字情報が極端に多いものでないか。
2	赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるものでないか。
3	見る人に著しく暗いイメージを与えるものでないか。
4	道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるものでないか。
5	性的表現・暴力表現・差別的表現がなされていると判断されるものでないか。
6	その他、広場管理運営者が不適切と判断したもの。
映像における放映基準	
1	動画を放映する場合は、場面転換の少ないゆるやかな動画とすること。
2	輝度については、個別協議とする。
3	視覚的に強い表現等をしないこと。
4	コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は避けること。
5	規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることは避けること。
6	低解像度のものを掲出しないこと。
特記欄	

審査 1 : なんば広場デジタルサイネージ クライアント審査

確認者	
確認日	

広告主情報		
問い合わせ日		
1	広告主名 (クライアント)	
2	業種	
3	放映内容	
4	放映希望時期	

事前確認結果		
・広告主が下記 1～10に該当しないか事前確認を行いました。		
	特に問題ありません	
	要確認欄に○を付けている項目について、特に審議をお願いします。	
要確認欄	審査項目	
	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種でないか。
	2	消費者金融業でないか。
	3	商品先物取引に関するものでないか。
	4	たばこ（電子たばこを含む。）の製造及び販売に関するものでないか。
	5	ギャンブルにかかるものでないか。
	6	法律の定めのない医業類似行為を行うものでないか。
	7	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売（同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。）、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引でないか。
	8	探偵業でないか。
	9	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業でないか。
	10	業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業でないか。
	11	その他
特記欄		

審査2：なんば広場デジタルサイネージ 意匠審査

確認者	
確認日	

広告主情報	
広告主名 (クライアント)	
業種	
放映種別	静止画 / ゆるやかな動画
放映内容	
放映希望時期	

事前確認結果	
・放映内容が下記の審査項目に該当しないか事前確認を行いました。	
	特に問題ありません
	要確認欄に○を付けている項目について、特に審議をお願いします。
要確認欄	審査項目
審査の視点	
1	なんば広場が目指す世界をひきつける観光拠点、上質で居心地の良い空間に合致するものとなっているか。
2	周辺の建物や広場空間のデザイン・歴史・文化などに配慮し、来街者に好感を与え目づ品格あるものとなっているか。
3	なんば広場の街並み景観と調和し、街の雰囲気合致するものとなっているか。
4	大阪市広告掲載要綱、大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領に則しているか。
一般基準	
1	通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
2	にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いもの。
3	景観との調和を損なうものでないこと。
4	関係法令に則ったものであること。
5	その他、広場管理運営者が必要と認めた要件。
広告内容の制限	
1	法令等に違反するものでないか。
2	公の秩序又は善良の風俗に反するものでないか。
	ア 男女のヌードを添えた意匠
	イ 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるもの
	ウ 法規に抵触する恐れのあるもの
	性に関する表現のうち、性に関する表現が露骨または挑発的なもの、性犯罪を興味本位に取り上げているもの、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの、児童や未成年の性行動に関するもの
	オ いじめや人権侵害を想起させるもの
	カ 個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの
	キ その他、公共の場にふさわしくないと判断するもの

	3 人権侵害となるものでないか。
	ア 人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの
	4 政治性のあるものでないか。
	5 宗教性のあるものでないか。
	6 社会問題についての主義主張でないか。
	7 個人又は法人の名刺広告でないか。
	8 良好な景観又は風致を害するものでないか。
	9 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるものでないか。
	10 公衆に不快の念または危害を与えるものでないか。
	ア 男女の別なく不快の念をもたらすもの。
	イ 病気や体質、老い等について過度にネガティブな表現。
	ウ 血液、遺体、傷口等を興味本位に取り上げた表現。
	エ その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。
	11 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するものでないか。
	12 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすものでないか。
	13 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものでないか。
	ア 虚偽の内容を表示するもの
	イ 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの
	ウ 誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの
	エ 責任の所在が明確でないもの
	14 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものでないか。
	ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
	イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
	ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など)
	エ ギャンブル等を肯定するもの
	15 過剰表現、その他誤解を与えかねない表現でないか。
	ア 誇大表現「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を提示すること。
	イ 故意に誤認を誘う表現(根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等)
	ウ 効果効能の約束 (「もうかる」「効く」「やせる」「すべてが解決」、効果効能の使用前使用後の対比 等)
	16 価格訴求、販売方法についての制限について
	ア 金額訴求が主たるデザインとなるものは認めない。
	イ 景品表示法に違反をする恐れのあるもの、消費者に誤解を与えかねない表示、表現は認めない。
	17 タイアップ広告について
	ア 同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものか。
	イ 連合広告とみなす内容・表現でないか。
	18 他社製品との比較広告について
	ア 内容が客観的に実証され、数値や事実を正確かつ適正に引用し、比較の方法が公正になされていると認められるものか。
	19 その他、広告掲載を行う広告として不相当であると広場管理運営者が認めるもの

表現規制	
1	情報過多、文字情報が極端に多いものでないか。
2	赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるものでないか。
3	見る人に著しく暗いイメージを与えるものでないか。
4	道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるものでないか。
5	性的表現・暴力表現・差別的表現がなされていると判断されるものでないか。
6	その他、広場管理運営者が不適切と判断したものの。
映像における放映基準	
1	動画を放映する場合は、場面転換の少ないゆるやかな動画とすること。
2	輝度については、個別協議とする。
3	視覚的に強い表現等をしないこと。
4	コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は避けること。
5	規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることは避けること。
6	低解像度のものを掲出しないこと。
特記欄	